

## 参考資料

### ○PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは

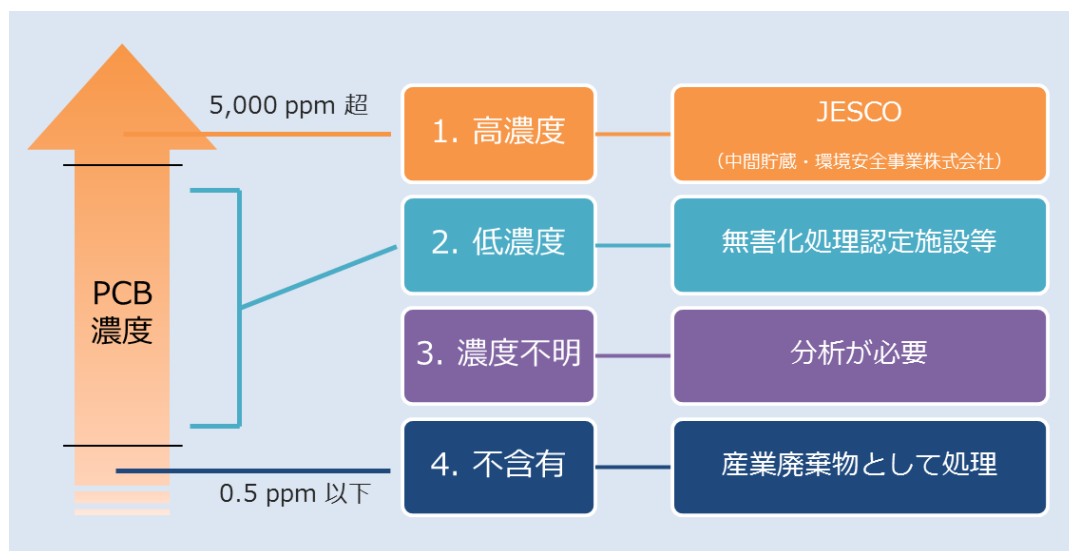
変圧器、コンデンサー、安定器などの電気機器に幅広く使用されていた油状の物質です。1968年のカネミ油症事件などで人体への有害性が発見され、1974年に製造・輸入が禁止となり、ストックホルム条約・PCB特措法でPCB含有電気機器等の処理が定められました。

### ○PCB濃度区分と処理施設について

PCB含有電気機器を廃止したものは、使用されている絶縁油のPCB濃度により、高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。

PCB濃度が5,000ppm(0.5%)を超えるものは高濃度PCB廃棄物となり、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)PCB処理事業所で処理が行われています。

#### <PCB 濃度区分と処理施設>



### ○高濃度PCB廃棄物の処分期間

平成28年のPCB特別措置法改正において、高濃度PCB廃棄物の処分期間が設定され、この処分期間内に使用中の高濃度PCB使用製品の廃棄及び高濃度PCB廃棄物の処分委託が義務付けられました。処分期間は、地域ごとに定められ、都内の高濃度PCB廃棄物の処分先と処分期間は、以下のとおりです。

変圧器・コンデンサー (JESCO東京PCB処理事業所) 2022年3月31日まで  
安定器・汚染物等 (JESCO北海道PCB処理事業所) 2023年3月31日まで

### ○東京都が実施するPCB廃棄物の助成制度

- ①東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業
- ②東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
- ③東京都PCB含有安定器調査支援事業(本事業)

### ○PCB含有安定器

PCB含有電気機器の中でも、小型で大量に生産された照明用安定器については、1977年3月以前に建築された事業用建物やアパート・マンション等の共同住宅の共用部分に設置された照明器具内にPCB含有安定器が使用されている可能性があります。

### ○本事業の助成対象経費

本事業では、照明器具内のPCB含有安定器の調査委託に係る費用が対象となります。

照明用安定器にPCBが含まれているかどうかは、照明器具カバー、反射板等を取外し、安定器の銘板記載内容を確認し、メーカー・種類・力率・製造年月等から判別します。使用中の照明器具は感電の危険があるため、調査は電気工事業者や専門の調査会社等(建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社)に依頼して調査することを想定しています。